

<p>陳 情 第 10 号</p>	<p>令 6. 6. 20 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の計画について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>鹿児島市と薩摩川内市にまたがる風力発電事業「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」について、現在、経済産業大臣勧告や鹿児島県知事意見を踏まえて、環境影響評価準備書（以下「準備書」）に記載した事業の見直しが行われているところである。</p> <p>私たちは、発電所アセス省令第18条に規定する「環境影響を受ける範囲と認められる地域」に住んでおり、事業者によると計画している風力発電設備の1キロメートル圏内には、54軒もの民家があることも分かっている。影響がある範囲に住む近隣住民の多くの人たちが声を上げにくい環境にあり、具体的なことが何も分からないまま事業が進んでしまうことを心配しているところである。大臣勧告や県知事意見は、地域住民一人一人の生活における環境保全の観点から発せられたものであり、決して多数決などでくくられるものではない。</p> <p>この計画は、大臣勧告や県知事意見を踏まえると大幅な変更を余儀なくされることは、誰の目から見ても明らかである。</p> <p>地域に配布されるパンフレットや、令和5年11月17日に郡山地域の3地域コミュニティ協議会主催で行われた説明会でも、その説明は一般論と社会貢献に関する説明が目立ち、大臣勧告や県知事意見にどのように対処するのかについての説明はなく、私たちが特に心配している本事業における風力発電機の具体的な配置、土捨場の変更や数量、様々な調査結果などは示されていない。準備書の段階に至っても、まだ一度も騒音や景観などが調査されていない地域もあり、法的に意見を述べる機会を失った近隣の住民にとっては、非常に心配の多い計画である。</p> <p>また、環境影響評価方法書で指摘された点について、準備書で改善されていないものや、そもそも載せていないものがあるという事業者の姿勢が見え、今後、準備書に対して指摘されたことが果たして環境影響評価書（以下「評価書」）で改善されるのか信頼できずにいる。</p> <p>さらに「評価書において結果をお示しします」と、一般の意見に対して回答になっていない点多々見られ、準備書において最善の計画を示してもらわなければ困るところを「ワーストケースとなります」と述べるなど計画の不確実性を感じざるを得ない。</p> <p>加えて、各調査地点の選定の仕方など不審に思う点が多く、それをもって「問題ありません」と</p>	

いう調査及び評価の結果を出されても私たちは調査することができないため検証できない。

私たちの住む「環境影響を受ける範囲と認められる地域」は、非常に降水量の多い地域で、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されている場所も多くある。現在でも大雨のたびに被害を受けているところへ、さらなる土地の改変や大量の森林伐採が行われると災害発生の誘因となる可能性が高く、常に日常が脅かされることになる。環境省の「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」によると、騒音や低周波について環境省がヒアリングを行うなどして基準をクリアしても苦情が寄せられていることから、「騒音・低周波は、基準をクリアしたから大丈夫」という明らかな根拠はない。これを受けて県知事意見では「1キロメートル程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討」するよう述べられている。

また、川内原発30キロメートル圏内に位置するこの地域は、道路が寸断されるなどの被害が出た場合、どこにも逃げるすべがない。現に近年の大雨による被害で、片側通行を余儀なくされた時期もあり、田が削られたこともあった。また8・6水害では住民が日常生活で利用する橋が流され不便を強いられた。既に何度も災害を経験しているところへ、昨今の集中豪雨や線状降水帯による大雨などと併せて、さらなる山の改変は、恐怖と隣り合わせであり、安心して暮らせる根拠はどこにもないという思いに至っている。

さらに準備書によると風力発電1基につき1日当たり大型車360台、小型車80台の生コン車が2日間にわたり行き来する。そのほかにも工事車両、土捨場への搬送車両など、相当な交通量が私たちの静かな生活を脅かすことになる。この点について、説明会では何も説明がなかった。多くの工事関係者の出入りがあることによる防犯面や通学路を含む交通の安全面を近隣住民だけでなく、非常に心配している。

厳しい経済産業大臣勧告や県知事意見が出ていることで、事業者は大幅な変更を余儀なくされることが予想される一方で、地域住民等が意見を言う機会は閉ざされている。準備書の再提出に相当するものと考えられる事業の変更のため、評価書が提出される前に地域住民等に公表し、意見を求める十分な時間が必要と考える。事業者は、見直した事業計画の詳細を広く公表するとともに、地域住民等による意見を収集し、鹿児島市は、市長意見でも述べられている「専門家の意見を踏まえる」よう事業者に要請し、また、事業者は、「評価書にてお示いたします」という回答ではなく、地域住民等に対して納得のいく明快な回答を行う必要がある。

準備書に対する市長意見においても、事業者に対して「事前の説明会や意見を有する者への丁寧な個別説明など、事業への理解を得るための取組を進める」よう述べられている。

私たちが令和4年11月に鹿児島市長に要望した「関係機関においては、鹿児島県景観形成ガイドラインについて、基準を満たしているか、県、関係市、専門家、地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を尊重し踏まえているか、十分に考慮した上で対応して判断すること。また、鹿児島県景観形成ガイドラインの基準を満たしていると判断された場合、その根拠を住民に説明するよう求めること。」に対する市長の回答は、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガ

イドラインは、風力発電施設の新設等にあたり、景観の保全の観点から、鹿児島県が、事業者から提出された協議書を基に、同ガイドラインの基準の適合の有無について判断を行うものとされており、判断の参考として、関係市町村の長の意見を聴くこととされております。今後、事業者より鹿児島県へ同ガイドラインに基づく協議書が提出され、県より本市への意見聴取が行われた場合は、八重の棚田地区景観計画の趣旨を踏まえて意見するとともに、地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を踏まえ判断していただくよう県へ要望して参ります。」とある。

また、同様の要望に対する鹿児島森林管理署の回答は、「風力発電事業の所管庁である経済産業省のもと、環境アセスや法令制限等の調整の手続きが行われていると考えており、森林管理署はその結果を踏まえるものである。森林管理署としては、県景観形成ガイドラインの基準を踏まえた調査結果を事業者が住民説明し、その結果を踏まえて地元の同意書が出てくるものと考えています。」と述べている。

鹿児島市長は、準備書に対する意見書において「調査結果を速やかに住民説明会等において公表、説明すること」を求めている。準備書における県知事意見でも景観形成ガイドラインの遵守を述べており、環境影響評価の手続の中において必ずクリアされなければならないものである。

については、以上のような状況を鑑みて、下記事項について陳情する。

#### 記

1. 準備書の大幅な変更が予想されることから、鹿児島市においては、事業者が地域住民等に対し十分かつ丁寧な説明を行い、広く意見を収集し、また、それに対する事業者の見解を地域住民等に公表するとともに関係機関へ提出するよう事業者を求めること。
2. 鹿児島市においては、県の景観形成ガイドラインについて十分に協議し遵守された上で変更された事業計画が出来上がり次第、評価書が提出される前に速やかに説明会を行うよう事業者を求めること。
3. 貴議会においては、所管の委員会による現地調査を行うこと。